

下記の事業について、公募による企画提案に係る手続き開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年2月12日

静岡県知事 鈴木康友

1 事業概要

(1) 事業名

ふじのくに地球環境史ミュージアムのグラウンドを活用したスポーツ推進事業

(2) 事業目的

スポーツの推進を目的として県では、ふじのくに地球環境史ミュージアムのグラウンドを活用したスポーツ推進事業を行う団体を募集する。

(3) 募集の概要

団体は、ミュージアムのグラウンドを活用してスポーツ推進事業を実施する。事業内容については、対象となる県有地が野球練習場であるため、既設設備利用の点から、野球に関する事業とする。団体は、事業の提案を行うこととし、県は団体を1者選定する。

(4) 事業期間

2025年4月1日から3年以内（最長事業期間は、2028年3月31日まで）

2 提案に当たっての条件等

(1) 応募団体（複数団体による共同提案を含む。）が自ら運営を行う。

(2) 事業期間は、3年以内（最長事業期間は、2028年3月31日まで）として、設備の設置に要する期間や撤去及び原状回復に要する期間を含め、団体が提案する期間とする。

(3) 1平方メートル当たりの年間の使用料を提案すること。ただし、提案する使用料は、1平方メートル当たり年間346,475円以上として、この提案額に使用許可面積を乗じた金額を年間の使用料とする。なお、事業期間中は、使用料の改定は原則として行わない。

(4) 使用許可を予定する面積は、8,490.64㎡までとする。

(5) 事業を行うに当たっては、ミュージアムの利用者に危険が及ばぬよう、防球ネットの設置等事故防止の措置を講じること。県以外が設置した既存施設の取扱いについては、県及び設置者と必要な協議を行うこと。また、地域に迷惑をかけることのないよう十分注意すること。

(6) 事業に必要な設備の設置、管理及び撤去に関する費用等、事業実施に伴う一切の経費については、団体が負担すること。なお、事業に必要な設備の設置等は、事前に県の承認を得て行うこと。

(7) その他の事項は、別添、「ふじのくに地球環境史ミュージアムにおけるグラウンド利用企画提案公募要項」による。

3 公募対象のグラウンド

名称（土地名）	ふじのくに地球環境史ミュージアム（グラウンド部）
場所	静岡市駿河区大谷5762
面積	8,490.64㎡

4 応募資格

(1) 次のアからキまでの要件を全て満たす者であること。

ア スポーツの振興や青少年の心身の健全な発展に寄与する団体のうち、硬式野球の普及及び振興を主な活動目的とするものであること。

イ 県内の青少年を対象に事業を行える団体であること。

ウ 県内での活動実績がある団体であること。

エ グラウンドを活用した事業の収支に収益性がないこと。

オ ふじのくに地球環境史ミュージアムを活用し、博物館の観覧や体験学習等への積極的な参加など、青少年の健全育成のための活動を行うことができる団体であること。

カ グラウンドを利用して行う活動が県のスポーツ振興に貢献できる団体であること。

キ 複数団体による共同提案の場合は、構成員を代表する者を定めてあり、構成員の役割分担が明確であること。なお、構成員は、他の複数団体による共同提案の構成員又は単独応募者となることはできない。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと（複数団体による共同提案であるときは、その構成員の全てが該当しないこと。）。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 担当部局

〒422-8017 静岡県静岡市駿河区大谷5762

ふじのくに地球環境史ミュージアム

電話番号 054-260-7111

6 公募要項等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

2025年2月12日（水）から2025年2月19日（水）までの午前9時30分から午後5時30分まで（午後0時30分から午後1時30分までの間を除く。）

(2) 配布場所

上記5に同じ。

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

7 参加表明書の提出

(1) 提出期間

2025年2月12日（水）から2025年2月19日（水）までの午前9時30分から午後5時30分まで（午後0時30分から午後1時30分までの間を除く。）

(2) 提出場所

上記5に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

2025年2月12日（水）から2025年2月27日（木）までの午前9時30分から午後5時30分まで（午後0時30分から午後1時30分までの間を除く。）

(2) 提出場所

上記5に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

9 優先交渉権者の選定

(1) 選定委員会

選定委員会を設置し、企画提案書等の審査を実施する。なお、審査は非公開で行う。

(2) 選定基準

ヒアリング審査の結果、最も点数が高い者を優先交渉権者として選定する。

(3) 選定方法

ア 書類審査

書類審査を実施し、ヒアリング審査の対象者を選定する。書類審査結果は、企画提案書等の提出者全員に2025年3月11日（火）までに通知する。

イ ヒアリング審査

書類審査の結果、ヒアリング審査の対象となった団体には、企画提案書等の内容に関するヒアリングを実施する。ヒアリング審査の日時、会場、留意事項等は書類審査結果と併せて案内する。ヒアリング審査結果は、対象者全員に2025年3月14日（金）までに通知する。

(4) 審査結果の公表

優先交渉者の団体名及び企画提案の概要等は公表する。

10 留意事項

(1) 使用料の納付時期及び金額については、県からの請求に基づき、年額を年度当初に納付すること。

- (2) 応募者は、複数の提案を行うことはできない。
- (3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。